

道路維持作業における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年（2022年）8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

道路維持作業における物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年（2022年）7月5日

町田市長 石 阪 丈 一

損害賠償の額の決定について

道路維持作業における物損事故に係る損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 事故発生年月日 2022年6月2日
- 2 事故発生場所
- 3 事故の概要 赤道内で刈払い機を用い草刈を行っていた際に石が飛び、被害者宅駐車場に駐車してあった自家用車の助手席側のガラスを全損、ドア上部に傷を付けたもの
- 4 事故の種別 物損事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 610,852円